

令和2年(ワ)第6372号 原発メーカー国家賠償請求事件
原 告 大久保 徹夫 外37名
被 告 国

意 見 陳 述 書

2020年10月30日

原告ら訴訟代理人 島 昭 宏



1 本訴訟を提起した経緯

2011年の福島原発事故以降、様々な原発関連の訴訟が多数提起される中、前訴である原発メーカー訴訟は、本来、当然に事故の責任を負うべき原発メーカーを免責と定める原子力損害賠償法が採用する責任集中制度の違憲性を正面から争う、世界でも前例のない訴訟である。

同訴訟は、2014年の1月30日と3月10日の2度に渡って提起され、提訴時の原告数は約4200名、そのうち海外29か国から約2700名が参加。世界中の人たちが注目する裁判となつたのである。

ところが、2016年7月13日に下された第一審判決では、原告らが主張した数多くの争点のうち、特に重要な「原子力の恐怖から免れて生きる権利」すなわちノー・ニューカス権については内容を曲解したうえでその存在を否定し、憲法29条2項違反の主張に対しては、同条1項に反しないと述べただけで2項には一切触れず、さらに適用違憲についてもまったく言及しなかつた。

このように杜撰な判決に対し、控訴審では、特に29条2項違反と適用違憲については判断の遺脱があったものとして第一審への差戻しを求めたが、2017年12月8日、高裁は何ら理由を付すことなく自ら薄っぺらの判断によって控訴を棄却した。

原告らは、地裁、高裁のあまりに不誠実な態度に大きく失望しながらも、同訴訟は元々憲法訴訟であり、最高裁の判断を仰ぐことこそが最大のテーマであったために、変わらぬ熱意と期待をもって上告および上告受理申立を行つた。これに対して、最高裁は、原告らの気持ちをあざ笑うかのような態度で応じたのである。

2 本訴訟の内容

上記上告の理由は、原賠法の責任集中制度を定める条項が憲法14条、29条2項、32条、そして同前文、13条、25条から導かれるノー・ニューカス権に違反することである。これは、第一審、控訴審を通じて一貫した主張であり、最高裁の判断を求めて世界中の原告らは長期間にわたり、膨大なエネルギーと時間を費やしながら、様々な活動を行つたのである。

ところが最高裁は、2019年1月23日、上記上告申立てに対し、たった3行、「民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない」という理由で、棄却の決定をした。目を疑うほかない。民訴法312条1項は「憲法に違反があることを理由とするとき」と規定されている。繰り返すが、本件上告の理由は、原賠法が憲法14条、29条2項、32条、そして同前文、13条、25条から導かれるノー・ニューケス権に違反することである。

この棄却決定を行った最高裁の三浦守裁判長、そして鬼丸かおる、山本庸幸、菅野博之各判事は、民訴法をご存じないのか、あるいは上告理由書を読みもせず決定を書いたのか。または、他の事件と間違えたのか、コピー&ペーストを失敗したのか・・・いずれにしろ、最高裁、裁判所、司法の崇高な職責などに言及するまでもなく、間違っている。これは、よくいわれるところの「不当決定」などというものではなく、「違法決定」である。

かかる最高裁の愚行によって、原告らは裁判を受ける権利が侵害されただけではない。原告らは、何よりもノー・ニューケス権についての最高裁の判断を長きにわたって待ち望んでいたのである。

2017年3月17日、前橋地裁は、「人は、いかなる人生を歩むか、いかに自己実現をはかるかについての自己決定権を有している（憲法13条）。そして、日々の生活が・・・自己決定権行使する際の基盤となるものであることからすると、個人の尊厳に最高の価値を置く我が国の憲法下において、民事上も、平穏な生活が権利又は法的保護に値する利益であることに疑いはない」として平穏生活権について確認した後、「原告らが平穏生活権が包摂する権利として挙げるもののうち、原子力発電に関わる放射性物質によって汚染されていない環境において生活し、放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏に生活する権利が、法律上保護される利益であることは、原子力災害の防止に関する法律及び原賠法3条から明らかである」と判示した。同地裁は、この権利を「放射線被ばくへの恐怖不安にさらされない利益」と呼んだが、これはまさに「原子力の恐怖から免れて生きる権利」すなわちノー・ニューケス権と同一のものである。最高裁が、かかる権利についての判断を回避し、または怠ったことは、まさに国民のノー・ニューケス権を侵害したものといえる。

3 被告答弁書に対する反論について

以上